

歯科 中断5件、再指導率も過去最高 24年度の個別指導結果、歯科部会で論議

長野県保険医協会は10月11日、10月度歯科部会を長野/松本/佐久/飯田の4市の会場を結ぶ4地区電話会議で開催、24年度の関東信越厚生局長野事務所分の開示資料から個別指導についての歯科関係分を検討した。

まず協会が開示請求を始めて以降の個別指導の件数をまとめた表(右参照)からの24年度の特徴は、18年度以来の中断(通常分4件、新規1件)があり、その数は開示請求を始めて以降の最多通常で「概ね妥当」がゼロとなり、通常と新規合わせまた再指導率も過去最高通常で1件「要監査」扱いが出ており、この関係で通常で予定した個別指導37件(本紙13年5月25日No.387)が36件で終わったなど。

中断のうち通常分の3件、新規の1件は日を改めて指導が行われており、いずれも再指導となっていた。通常分の1件は再度の日が予定されていたが、医療機関が廃止されたため未実施だが「要監査」となっていた。

これまでになく厳しい結果が出たのは、昨年4月に指導医療官が交代、前任地の愛媛県で引き継がれた分も含めると5件の指定取り消しにかかわった技官が着任していた影響が大きいと見られる。

返還金も24年度実施分で29医療機関

確定した返還金額の内訳

区分	返還金対象機関数	返還金額	返還金内訳				
			平成23年		平成24年		
			返還対象機関等数	返還金額	返還対象機関等数	返還金額	
医科							
病院	0	0	0	0	0	0	0
診療所	4	77,879	2	47,668	2	30,211	
計	4		2	47,668	2	30,211	
歯科	31	1,148,716	2	219,167	29	929,549	
薬局	14	544,610	4	32,710	10	511,900	
訪問看護	0	0	0	0	0	0	
合計	49	1,771,205	6	299,545	41	147,660	

様式6 個別指導実施状況(3)の表題の表をそのまま。なお、返還金額は返還同意書の合計。

歯科の個別指導の経年変化(新規含む)-長野県-

年度	件数	指導結果				中断	再指導率(%)
		概ね妥当	経過観察	再指導	監査		
平成15年度	50	5	37	8	0	0	16.0
平成16年度	62	5	49	8	0	0	12.9
平成17年度	38	2	34	1	1	0	2.6
平成18年度	64	0	60	2	1	1	3.2
平成19年度	53	27	24	2	0	0	3.8
平成20年度	52	6	43	3	0	0	5.8
平成21年度	50	1	42	7	0	0	14.0
平成22年度	50	8	36	6	0	0	12.0
平成23年度	52	17	28	7	0	0	13.5
平成24年度	54	3	37	14		5	25.9
通常	35	0	23	12		4	
新規	19	3	14	2	0	1	

各年度の個別指導の開示資料から長野県保険医協会が作成印は「要監査」が1件出ていたが年度内に着手したかは不明

929,549円と、医科の2医療機関30,211円と比べると大きな額になっていた。

指摘事項については、通常分は指導を受けた本人への「個別指導指導結果について(通知)」から指摘事項の文書全文並びに指摘要点記載の厚生労働省への「個別指導実施状況報告書」を元に協会事務局で見やすい一覧表を作成、新規分については「個別指導指導結果について(通知)」のみから同様に一覧表を作成、これと関東信越厚生局のホームページで公開になったばかりの平成24年度の「個別指導で保険医療機関に改善を求めた主な指摘事項」を対比・対照する形で、部会では検討をおこなった。

算定要件に記載が求められているところで記載がないものは「算定要件を満たしていない」と指摘され、返還金の対象となっている点は従来通り。直接の点数算定と結びつかない歯科技工指示書についての指摘や複数の保険医が

いる機関での診療録記載者の明確化を求める指摘等も目立った。また在宅医療が重視して見られているこ

改善を求めた主な指摘事項 関東信越厚生局が昨年度分公開

個別指導関係

右は9月26日更新段階の関東信越厚生局の該当ホームページ

関東信越厚生局のホームページで21年度分から公表が始まった「個別指導で保険医療機関に改善を求めた主な指摘事項」。その24年度分が9月26日の更新で医科・歯科及び薬局を揃えて公表となっ



と、歯周治療ではPの流れをしっかりと理解しておく必要があること等が論議された。

算定要件文書記載や文書提供の多い医学管理の中でも新規導入の周術期についても重視して見られているとされるが、関東信越厚生局の指摘事項には実施件数がまだ少ないため記載がなかった。しかし長野では1例「周術期の口腔機能の管理に係る管理報告書を作成していなかった」と指摘があり、返還金も求められていた。

部会では、医科で実施しているよう

スタジオジブリの「熱風」配布

全国保険医新聞9月15日号で「ジブリ小冊子『熱風』改訂特集を待合室に」と紹介され話題となり、問い合わせもあつたスタジオジブリの広報誌「熱風」の憲法改正特集号を長野県保険医協会



A5版104ページの「熱風」誌

では10月上旬に全会員配布した。スタジオジブリの協力により増刷されたもの限りで非売品の扱いとなっている。

ている。26日更新段階で表紙の年度に誤りのあった歯科も10月4日の更新で訂正されている。

21年度は医科が先で8ヵ月遅れて歯科と薬局分が公表されたが、22年度からは9月に一括公表の形が続いている。内容は「個別指導における指摘事項の中から、項目の分類や表記法などわかりやすさを優先して、主な指摘事項として編集したものとされている。

同ページへは、トップページで「業務」をクリック、「保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係」に進み、そこに出てくる「個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項について」のリンクをクリックすればいい。より簡単にはトップページの検索窓で「指摘事項」と入れれば最初に出てくる。

インターネット環境になく、印刷物で必要な方は、県保険医協会の社保担当事務局まで連絡を。

に長野県分の指摘事項を機関紙で紹介をしていく方向で、また開業医会員に配布済みの「指導対策必携第8版」を使つての勉強会等でも活用していくことを確認している。

1 行政処分が行われる前に保険医療機関等や保険医等が保険医療機関等の指定の辞退や保険医等の登録の抹消を申し出て、保険医療機関等や保険医等から外れることで、行政処分から免れるケースが過去にはあつた。しかし、現在は既に指定を辞退した保険医療機関等や登録抹消した保険医等についても、取消に相当する場合には、地方社会保険医療協議会の審議を経て、名称、氏名、不正理由、不正請求金額などが公表されるようになった。このため、指導が未実施で要監査となった場合、内容によってはこの流れに進む場合もある。また「取り消し相当」な場合は元保険医療機関及び元保険医等からの再指定や再登録の申請は取り消し処分の時と同等の扱いを受ける。(平成21年4月13日 保医発第0413001号「元保険医療機関等及び保険医等の取消相当の取扱い」について)が根拠)

では10月上旬に全会員配布した。スタジオジブリの協力により増刷されたもの限りで非売品の扱いとなっている。

返戻、減点事例は協会へ

診療報酬の審査関係、社保、国保の返戻や減点の事例は、県保険医協会の社保担当事務局までお知らせ下さい。また保険請求関係の質問等も受け付けています。

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分を紹介している。10月1日付は、医科4件、歯科3件、計7件と多かった。(氏名敬称略)

医療・社会保障全般、時局問題等での論評や意見、学会報告、書評、趣味など幅広く原稿を募集中! 原稿等は1面「題字」左の本紙発行元までメール、ファクシミリ、郵送等で。掲載分については図書カード2千円分を贈呈します。

名称	診療科名	1	郵便番号	所在地	電話	開設者・管理者	2	従事形態	3	病床	指定日	4
西沢泌尿器科クリニック	泌尿器科	ひ	380-0803	長野市三輪4丁目1-4	026-219-2800	個人・西澤 秀治		常勤1		無	2013/10/1	
きみづが整形外科	整形外科	リハ リウ	392-0024	諏訪市小和田3454	0266-54-3311	個人・君塚 康一郎		常勤1		無	2013/10/1	
あんずの里クリニック	内科	内外	387-0005	千曲市大字森2606-3	026-272-1005	個人・西村 博行		常勤1		無	2013/10/1	
みよたファミリークリニック	耳鼻科	皮 アレ 内	389-0206	北佐久郡御代田町大字御代田4106番地123	026-731-6755	個人・堀口 哲男		常勤1 非常勤2		無	2013/10/1	
いこい歯科クリニック	歯科	小歯 歯外	390-0851	松本市島内4155-1	0263-88-8788	個人・松浦 伸幸		常勤1		無	2013/10/1	
なお歯科クリニック	歯科	歯	392-0001	諏訪市大和1-24-9	0266-56-1500	個人・岩崎 菜央		常勤1		無	2013/10/1	
あおば歯科医院	歯科	小歯	399-0701	塩尻市広丘吉田3310	0263-87-8585	個人・金田 孝之		常勤2		無	2013/10/1	

1診療科名は頭文字又は略記載。 2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 3従事形態は病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 4指定期間は指定日より6年。